



平成 30 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 さが美グループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 原 知己
(コード番号 8201 東証第一部)
問合せ先 執行役員(業務本部長) 井上 岳治
(TEL: 0463-52-0860)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 29 日開催の臨時株主総会の承認に基づき、平成 29 年 12 月 21 日より商号をさが美グループホールディングス株式会社と変更し、持株会社体制へ移行いたしました。

これに伴い、平成 30 年 1 月 16 日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴う「内部統制システム構築の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループ各社は、職務の執行にあたり、企業の社会的責任を果たすため「社是」「行動規範」等を定め、取締役および使用人に対し周知する。
- (2) 当社は、法令・定款遵守の下、当社グループ各社の規範となるコンプライアンス関連規程を定め、法務担当が中心となり、当社グループ各社の販売活動などに関わるコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。
- (3) 当社内部監査部門は、当社および当社グループのコンプライアンスの遵守状況について定期的に内部監査を実施し、当社グループ各社の取締役社長および担当取締役に報告する。
- (4) コンプライアンス上疑義がある行為についてはグループ社内通報制度に基づき、使用人および取引先から通報を受け、当社担当取締役を議長とした倫理委員会で迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には社内規程に基づき厳正に対処する。
- (5) 当社および当社グループ各社の取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合は、直ちに当社監査等委員会に報告するとともにグループ経営会議に報告し、是正を行う。
- (6) 当社および当社グループ各社は、反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携を強化するとともに、不当な要求への対策をマニュアル等で示し周知する。

2. 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社および当社グループ会社の取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書(電磁記録を含む)に記録し、法令および文書管理規程等に基づき適切に保存・管理し、それぞれの取締役は、常時これらの文書閲覧ができる。

- (2) 当社文書管理担当部署は、適宜、文書管理規程の見直しを図り、改訂にあたっては当社取締役会の承認を得るとともに、当社グループ各社の文書管理の指導をする。
- (3) 当社文書管理担当部署は、グループ情報管理倉庫を、法令および文書管理規程等の定めにもとづき、適正に運用・管理する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理体制の構築を目的に、リスク管理規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成、整備し、発生が予測されるリスクの防止・低減を図る。
- (2) 当社代表取締役を議長とするリスク管理委員会を設置し、グループの全社的なリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視および改善等の活動を展開する。
- (3) 緊急対応を要する事態が発生したときの危機管理体制等について、危機管理要領に定める。本要領に定める事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、グループ各社の取締役会のほか、当社代表取締役を議長とし、グループ各社の取締役、執行役員、本部長等の経営責任者で構成されるさが美グループ経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
- (2) 当社および当社グループ各社は、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらにグループ各社で業務分掌規程ならびに決裁権限規程等を制定し、各取締役の責任分担を定めることで、業務執行の適正化を図る。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、当社および子会社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項およびその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
- (2) 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- (3) 当社は、財務報告内部統制基本方針書を定めるとともに財務報告内部統制委員会を四半期毎に開催し、当グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関し、当社および当社グループ各社において必要な体制を確保する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長ならびに担当取締役の指揮命令を受けない。また当該使用人は、監査等委員会の指示に忠実に従うものとする。

7. 当社および子会社の取締役等および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループ各社の取締役等および使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、グループ社内通報制度に基づく使用人・取引先からの通報状況および内容を、速やかに報告する。
- (2) 当社および当社グループ各社の取締役等および使用人は、グループ社内通報制度へ公益通報をした者ならびに監査等委員会に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益な取扱いを禁止するとともに、その旨を社内通報規程に定める。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員の職務の執行に関し生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担する。
- (2) 当社は、監査等委員会が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の取締役および使用人は、監査等委員会の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査等委員は当社グループ会社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
- (2) 当社代表取締役は、監査等委員会、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

以 上